

北西部地域体育施設整備基本計画

令和4年3月

宇都宮市

宇都宮市教育委員会

目 次

第1章 基本計画の趣旨

- 1 基本計画策定の目的・背景 1
- 2 基本計画の位置付け 1
- 3 基本計画の特徴 2
- 4 基本計画策定の経過 3

第2章 施設の機能・規模

- 1 「導入する施設の機能・規模」の考え方 13
- 2 体育館の機能・規模 13
- 3 運動場等の機能・規模 16

第3章 建設予定地

- 1 「建設予定地の選定」の考え方 18
- 2 建設予定地の概要 18
- 3 建設予定地の選定の流れ 19
- 4 関係法令・条例の整理 20

第4章 施設配置, 施設・設備等の計画

- 1 「施設配置, 施設・設備等の計画」の考え方 21
- 2 敷地全体の施設配置, 施設・設備等の計画 21
- 3 体育館の施設配置, 施設・設備等の計画 24
- 4 運動場等の施設配置, 施設・設備等の計画 29

第5章 整備・運営手法

- 1 「整備・運営手法」の検討 31
- 2 整備・運営手法の種類 31
- 3 整備・運営手法の比較 32
- 4 整備・運営手法の決定 33

第6章 概算整備費用 34

第7章 整備スケジュール 35

第1章 基本計画の趣旨

1 基本計画策定の目的・背景

北西部地域における生涯スポーツ活動の拠点となる施設の整備に向けて、平成30年3月に策定した「北西部地域体育施設整備基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、施設に導入する具体的な機能・規模や建設予定地を定め、整備・運営手法や整備スケジュールなどを整理し、着実に施設の整備を行い、スポーツや健康づくりを通じ、本市が目指す「スーパースマートシティ」の実現に向け、その原動力である「人づくり」をより一層推進するため、「北西部地域体育施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

北西部地域体育施設整備基本方針

【整備テーマ】

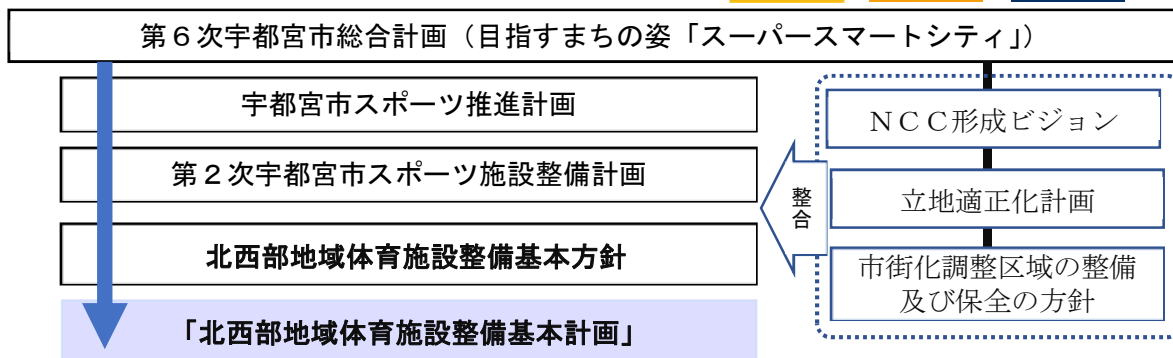
「人が集い スポーツに親しみ 交流する」 ～自然とつながるスポーツスクエア～

【整備方針】

- (1) 子どもから高齢者までがスポーツの楽しさに触れ、継続して活動できる施設づくり
 - 屋内・屋外スポーツ活動の場の確保
- (2) 多くの人々が交流し、健康でいきいきとした地域の活動を育てる施設づくり
 - 地域の人々のスポーツや健康づくりへの参加と交流の促進
- (3) 誰もが気軽に利用でき、活発に利用される身近な施設づくり
 - 高齢者をはじめ、障がい者や子育て中の人なども利用しやすい設備の充実 等
- (4) 北西部地域の特色を生かし、活力や魅力の向上等の波及効果をもたらす施設づくり
 - 地域資源と連携した相乗効果・魅力の創出や自然環境との融合（自然資源の活用、省エネ設備等の導入）

2 基本計画の位置付け

- ・ 本市のまちづくりの指針となる「第6次宇都宮市総合計画」における「スポーツ活動環境の充実」に向け、分野別計画である「宇都宮市スポーツ推進計画」に基づく「第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画」の個別計画として位置づけます。
- ・ SDGsの7, 11, 17のゴールに貢献します。



3 基本計画の特徴

(1) 施設の整備テーマ・整備方針の具現化によるSSCの実現

「基本方針」で定めた整備テーマが示す施設の姿を目指し、整備方針にふさわしい施設づくりを実現することで、地域の人々をはじめ、高齢者や障がい者、子育て家庭など誰もがスポーツや健康づくりに参加・交流する「地域共生社会」の構築などに貢献します。

(2) NCCの考え方を踏まえた建設予定地の選定

北西部地域全体から、NCCの考え方を踏まえて施設整備の可能性のある土地を幅広く抽出し、交流促進や賑わいづくり、土地利用の状況等の事業化の視点を踏まえ、建設予定地を決定しました。

(3) 民間活力を最大限に活用した施設の整備・運営

より効果的な施設整備を推進するため、民間の活力・ノウハウを最大限に活用した最適な整備・運営方法により、市民サービスの向上を図ります。

【整備テーマ】

「人が集い スポーツに親しみ 交流する」 ～自然とつながるスポーツスクエア～

スポーツスクエア = 「みんなに愛され親しまれる場」「北西部地域のスポーツの拠点・連携」

【整備方針】

1 子どもから高齢者までが、
スポーツの楽しさに触れ、
継続して活動できる施設づくり
⇒ 屋内・屋外スポーツ活動
の場の確保

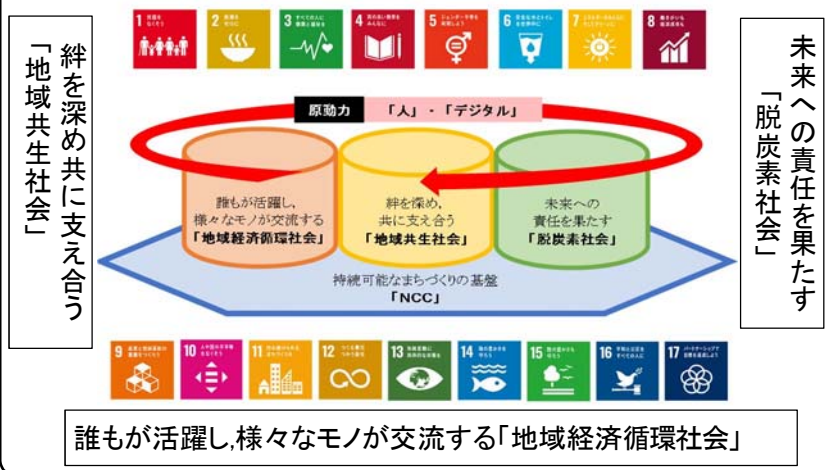
2 多くの人が交流し、
健康でいきいきとした地域の
活動を育てる施設づくり
⇒ 地域の人々のスポーツや
健康づくりへの参加と交流の
促進

3 誰もが気軽に利用でき、
活発に利用される
身近な施設づくり
⇒ 高齢者をはじめ、障がい者
や子育て中の人なども利用し
やすい設備の充実 等

4 北西部地域の特色を生かし、
活力や魅力の向上等の
波及効果をもたらす施設づくり
⇒ 地域資源と連携した相乗効果等
の創出や自然環境との融合(自然
資源の活用,省エネ設備等の導入)

実現

「スーパースマートシティ」の実現を通じたSDGsへの貢献



4 基本計画策定の経過

(1) 「第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画」の策定（平成29年2月）

市内のスポーツ施設配置の適正化を図るため、北西部地域において適切な機能・規模を有する体育館と付帯機能として運動広場の整備を行うことを位置付けました。

(2) 地域・関係団体等のスポーツニーズの把握（平成29年度）

	地域住民アンケート	関係団体ヒアリング	地域ワークショップ
目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域のスポーツ活動の状況やスポーツ振興、施設に対する考えについて調査 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動の内容や現状・課題、施設の利用状況、今後の取組・施設利用意向について調査 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者を一堂に会し、施設の機能・規模や利用方法に等に係る意見交換
概要	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北西部地域4地区の18歳以上の市民 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月～7月 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵送 発送数：3,000通 回収数：930通 回収率：31% 	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興財団、地域スポーツクラブ連絡協議会、競技団体、障がい者福祉センター、地域の小・中学校、子育てサークル <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年8月～10月 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接対話又はヒアリングシートの配布・回収 	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北西部地域4地区の代表者 (各6名合計24名) <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月～11月 (全3回) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4地区合同で全3回のワークショップを開催し、意見交換を実施 各回の実施結果をリーフレットにまとめ、参加者及び地域に配布
結果	<ul style="list-style-type: none"> 7割以上の方が「スポーツ活動をする（したい）」意向あり 散歩・ウォーキング、筋力トレーニングなど個人や少人数でも気軽にできるスポーツが人気 アクセス環境の向上をはじめ、公共施設や商業施設等と近接するなど、利便性を確保することで、地域のスポーツ活動の活発化につながる 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の高齢化と若年層の加入促進が課題 子育て世代の運動不足解消、子どもの体力向上など、ニーズの多様化に対応した取組を実施 控室、医務室、更衣室等の諸室や多目的に使用できるスペースを確保することで、円滑に大会などを実施 「地域のたまり場・交流の場」として多くの方に親しんでもらえる施設 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回：スポーツ活動の現状と課題 ⇒P5～6 リーフレット 第2回：スポーツ施設の規模・機能 ⇒P7～8 リーフレット 第3回：施設の利用・運営方法 ⇒P9～10 リーフレット照

(3) 「基本方針」の策定（平成 30 年 3 月）

地域の生涯スポーツの受け皿となり、市民・地域に愛される施設を目指し、スポーツ施設の利用状況や地域のニーズ等を踏まえ、施設整備の基本的な考え方や建設予定地選定の考え方をまとめました。

⇒ **P11~12** 北西部地域体育施設整備基本方針 概要版

(4) 庁内検討（平成 30 年度～令和 2 年度）

「基本方針」に基づき、北西部地域の特色のある施設機能を検討するとともに、北西部地域全体からNCCの考え方を踏まえながら、建設予定地の検討を行ってきました。

【平成 30 年度】

- ・ 新しいスポーツの動向等の調査
- ・ 施設整備の可能性のある土地を幅広く抽出

【令和元年度】

- ・ 施設に導入する機能・規模の精査及び現地踏査を実施する調査対象地の選定

【令和 2 年度】

- ・ 調査対象地の現地踏査とその結果に基づく建設予定地の検討

北西部地域
スポーツ施設
ワークショップ
ニュース
No.1

発行：平成29年10月11日

北西部地域のスポーツ・健康づくりの振興に向けて

第1回 ワークショップを 開催しました。



発行：宇都宮市 教育委員会事務局 スポーツ振興課
TEL：028-632-2753 FAX：028-632-2765

宇都宮市では、北西部地域で検討を進めているスポーツ施設の整備に向け、地域のみなさんの意見をお聞きするため「ワークショップ」を開催しました。

【開催日時】平成29年9月28日（木）午後6時30分～午後8時30分

【開催場所】とちぎ福祉プラザ（第一研修室）

当日は、参考となる施設として「わかくさアリーナ」を見学したのち、3つのグループに分かれて、「北西部地域のスポーツ活動の現状と課題」をテーマにご意見をいただきました。



【当日の流れ】

18:30	開会・経緯等の説明
18:45	わかくさアリーナ見学
19:10	地域のスポーツ活動（アンケート結果等）の報告
19:20	ワークショップ（話し合い）
20:00	結果発表・閉会
20:30	

◆わかくさアリーナ見学◆



◆ワークショップのようす◆



◆出た意見をメモで整理◆



（ウラ面に意見のまとめ）

第1回ワークショップ結果のまとめ

スポーツ活動の
現状と課題
について



《地域のスポーツ活動の現状》

- 身近に施設がないので、ウォーキングや軽い体操など、できる運動が限られている
- 学校や育成会単位でスポーツ少年団などのチームを編成することが困難（少子化の影響）
- 若者のスポーツの場（スケートボード、BMX等）がない（スポーツ離れ）
- 40～50代は仕事に追われスポーツ活動をできない傾向がある
- 健康・生きがいづくりの活動は、地区市民センターで行っている団体が多い
- ゲートボールをする人は減っており、グラウンドゴルフに移行している（校庭等で活動）

《地域のスポーツ活動で困っていること》

- 自由・気軽に利用できる施設、思い立った時に使える施設がない
- 学校施設は学校利用優先なので日中に利用できる施設がない
- 団体を組織しないとスポーツ施設を利用できない
- 施設利用が他団体等と重なる（他の場所を探したり、活動を休むことになる）
- 地域スポーツクラブの会員確保や新たな活動の受け皿となる身近な施設がない
- スポーツ活動や健康づくり等に関する情報が不足している

《地域のスポーツ活動を進める上で改善が必要なこと》

- 施設への移動手段（公共交通など）、駐車場の確保
- 活動に参加する人や種目・内容が固定化している
（高齢者や子ども連れでも気軽に参加できる工夫など）
- 自治会や団体間の連携の強化、地域ぐるみでの取組の促進



《地域のスポーツ活動を進める上で不足していること》

- 多様化するスポーツ（種類、年齢層）に対応した活動機会や場所、指導者など
- 地域に密着したスポーツやトレーニングの場所（現状では地域外の施設を利用）
- 指導者が不足している（指導者がいれば適切なプランづくりが可能）
- 安全に利用できるウォーキング・ランニングの場
- スポーツや健康づくりのための教室・講座等
- 交流・休憩の場、スポーツを通じて人が集まる場

第2回 ワーク ショップの開催

第1回での「現状と課題」を受け、
「スポーツ施設の規模や機能」をテーマに
ワークショップを行います。

【開催日時】平成29年10月11日（水）午後6時30分～
【開催場所】富屋地区市民センター（ホール）



北西部地域
スポーツ施設
ワークショップ
ニュース
No.2

発行：平成29年10月31日

北西部地域のスポーツ・健康づくりの振興に向けて

第2回 ワークショップを
開催しました。



発行：宇都宮市 教育委員会事務局 スポーツ振興課
TEL：028-632-2753 FAX：028-632-2765

北西部地域で検討を進めているスポーツ施設の整備に向け、地域のみなさんの意見をお聞きする第2回目の「ワークショップ」を開催しました。

【開催日時】平成29年10月11日（水）午後6時30分～午後8時

【開催場所】富屋地区市民センター（ホール）

当日は、第1回ワークショップでの「スポーツ活動の現状と課題」の内容を振り返ったのち、4つのグループに分かれて、「北西部地域にふさわしいスポーツ施設の規模・機能」をテーマにご意見をいただきました。



【当日の流れ】

18:30	開会
18:35	第1回意見のふりかえり
19:45	スポーツ施設の事例紹介
19:00	ワークショップ（話し合い）
19:40	成果発表・閉会
20:00	

◆成果の発表と意見の共有◆



◆ワークショップのようす◆



◆出た意見をメモで整理◆



（ウラ面に意見のまとめ）

第2回ワークショップ結果のまとめ

スポーツ施設の
規模・機能
について



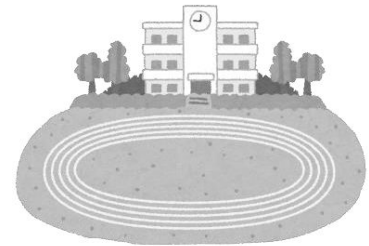
《屋内施設の規模・機能について》

- 市民スポーツ大会が開催できる規模の体育館がほしい。
(市南部など他の地域での開催が多いので、本地域でも開催できると良い。)
- アリーナのほかにニュースポーツなどが実施できる多目的スペースがあると良い。
- 室内で健康づくりができる場として、ウォーキングコース、トレーニングルームなどがあると良い。
- 地域のスポーツ活動や健康づくりの場となる規模・機能を備えるとともに、スポーツ以外でも様々な活動ができる場とすることで、多くの人が集う施設としてほしい。
- 応急手当等の医療的な対応が出来る機能が必要。
- 打合せ・会議・文化活動などに使えるスペースがあると良い。
- 運動後に利用できるシャワー室があると良い。
- 空調や音響などの付帯設備を充実させてほしい。
- 指導者・トレーナーや、健康相談ができる人などが施設に常駐していると良い。



《屋外施設の規模・機能について》

- その時々の利用目的や人数に合わせて、地域の様々なスポーツや活動が出来る多目的なスペースがあると良い。
- 子ども達の自主的な工夫や冒険心が発揮できる外遊びスペースがあると、将来的なスポーツ活動への参加につながる。
- 災害時の避難場所としても利用できるオープンスペースが必要。



《施設の特徴づくりなど》

- 今までスポーツをしていない人が気軽に参加出来るように、ニュースポーツなどが盛んに行われる場としてほしい。
- スポーツだけではなく様々な機能があると、多くの人々が集まり、活性化につながる。
- 幅広い年齢層と一緒に参加して楽しめる場とすることで地域の賑わいにつながる。
- 地域の高齢者が継続的に運動に取り組むための工夫（参加スタンプなど）や、参加しやすい工夫（レクリエーションなど）があれば健康づくりにつながる。
- 地域特性である自然を活かした遊歩道や「木」を活かした施設などの特徴づくりが必要。
- この地域から発信できるニュースポーツをみんなで考案し実践できると良い。

第3回 ワーク ショップの開催

これまでの「現状・課題」や「スポーツ施設の規模・機能」を受け、「スポーツ施設の利用・運営」をテーマにワークショップを行います。

【開催日時】平成29年11月17日（金）午後6時30分～

【開催場所】国本地区市民センター（ホール）



北西部地域
スポーツ施設
ワークショップ
ニュース
No.3

発行：平成29年12月・日

北西部地域のスポーツ・健康づくりの振興に向けて

第3回 ワークショップを
開催しました。



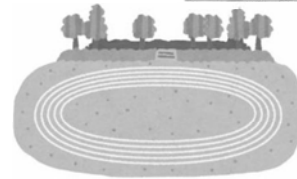
発行：宇都宮市 教育委員会事務局 スポーツ振興課
TEL：028-632-2753 FAX：028-632-2765

北西部地域で検討を進めているスポーツ施設の整備に向け、地域のみなさんの意見をお聞きする第3回目の「ワークショップ」を開催しました。

【開催日時】平成29年11月17日（金）午後6時30分～午後8時10分

【開催場所】国本地区市民センター（ホール）

当日は、第2回ワークショップでの「北西部地域にふさわしいスポーツ施設の規模・機能」の内容を振り返ったのち、4つのグループに分かれて、「スポーツ施設の利用・運営」をテーマにご意見をいただきました。



【当日の流れ】

18:30	開会
18:35	第2回意見の振り返り
18:40	スポーツ施設の利用・運営の事例紹介
19:05	ワークショップ（話し合い）
19:45	成果発表・意見共有，全体総括
20:00	地域スポーツクラブ紹介，閉会
20:10	

◆成果の発表と意見の共有◆



◆ワークショップのようす◆



◆地域スポーツクラブの紹介◆



（施設運営の例として紹介）

◆出た意見をメモで整理◆



（ウラ面に意見のまとめ）

第3回ワークショップ結果のまとめ

スポーツ施設の 利用・運営 について



《スポーツ施設の利用・活動の促進について》

- 現在のサークル・クラブ活動を維持しつつ、地域に密着した新たなスポーツ・健康づくり活動を育成していく場とすることができれば、利用促進の目玉となる。
- 運動等を行った後に健康状態や効果を測定できる環境があると、健康づくりでの利用促進につながる。
- 定期的に活動することで、新規の人が参加しやすくなる。
- 参加者の確保には、口コミの効果が大きいので、それらを広める方法を検討する必要がある。
- スポーツや健康づくりについて、相談や指導ができる人が施設にいると、多くの人の利用促進につながる。
- 友達づくりや段階的な活動(歩くことから始めてニュースポーツに移行するなど)をスポーツ参加のきっかけとすることで、高齢者等の継続的な参加につながる。



《スポーツ施設の効果的な運営・活用について》

- 4地区で活動する個人・団体が施設を利用する際に調整を行う機能が必要
- 地域内の指導者や新しい競技の指導者を確保し、スポーツ教室やサークル・クラブ等の活動を促進することが必要
- 個々に活動しているサークル・クラブ等の交流や連携ができると良い。(一体となることで地域のスポーツ、文化活動等の振興につながる。)
- 北西部地域としての情報発信や4地区間での情報交換が必要
- 各種活動や情報発信を通じ、美しい風景づくり、地域の食を楽しめる場づくりなど、地域のまちづくり効果につなげていけると良い。



《北西部地域における地域スポーツクラブの設立・活動について》

- 北西部地域では、競技志向よりも楽しく活動できるクラブができると良い。
- 4地区が協力し、スポーツ・健康づくりを通じた交流・連携につながるクラブを目指したい。
- 4地区が一体となったクラブとするためには、現在の多種多様なクラブ活動をまとめることや、小中学校の参加を促進する工夫などが必要
- 地域でクラブを運営することが望ましい。(行政・団体との連携や支援なども必要)

3回にわたりいただいた意見の概要を整理し、ワークショップ全体の総括としてまとめました。

ワークショップの総括

《第1回：現状・課題》

- スポーツ活動・健康づくりを行う地域に密着した施設が不足
- 幅広い年齢層が気軽に参加・交流できる場が必要
- 多くの人が集まる工夫や情報提供が必要

《第2回：規模・機能》

- 市民大会の会場に利用できる規模の体育館
- 多様な活動に対応できる多目的スペース
- 多くの人が集まり地域の活性化に役立つ施設
- 地域の特徴や資源を活かした施設

《第3回：利用・運営》

- 地域に密着した新たな活動の育成
- 4地区の交流・連携による活動や運営
- 地域が一体となった取組によるまちづくり効果
- 楽しく活動できる地域スポーツクラブの検討

北西部地域体育施設整備基本方針概要版

《宇都宮市スポーツ推進計画の基本理念》

だれもが、いつでも、いつまでも、スポーツを楽しむ生涯スポーツの実現～「ひとり1スポーツ」の実現～

《スポーツ施設の現状と課題》

上位計画等より	利用状況等より	意向調査より
<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年齢層の参加機会提供（高齢者の参加促進、子供の体力向上等） 北西部地域に不足するスポーツ・健康づくりを中心とした新たな施設づくり 既に形成されている地域拠点などの有効活用や各種機能集積を生かした拠点形成 自然や交流などの北西部地域の特性を生かした機能の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の体育館はスポーツ拠点として高稼働（県・市大会開催が可能な機能の確保） 北西部地域は平日昼間の活動の場が不足（学校施設以外の確保） 地域に配置されていない機能の確保 高齢者スポーツ人口の増加等を踏まえ多目的に活用できる機能 生涯スポーツ・健康づくりの場となる屋外施設 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動を促進するための身近で気軽に利用できる施設 軽い運動やトレーニングなど多くの人が行う活動の支援 教室・講座など多目的な利用 スポーツを通じた地域の交流・活力づくり等の場となる施設 スポーツに関する情報発信、相談ができる場の確保 北西部地域のスポーツ活動の拠点

《施設整備の基本的な考え方》

1 スポーツ施設整備計画における施設コンセプト

● 地域の生涯スポーツ需要に対応できる施設・機能

市内・地域のスポーツニーズやスポーツ人口の動向を踏まえ、北西部地域に不足している生涯スポーツの受け皿としての機能を確保・充実し、様々なスポーツや健康づくりの拠点となる施設を目指すとともに、自然や交流などの北西部地域の特性を生かし、地域資源との相乗効果や魅力の創出につながる機能を検討する。

● スポーツ以外にも多目的に利用できる施設

スポーツ活動を支える機能のほか、地域の様々な活動や健康づくり・介護予防等に活用できる機能を確保・充実し、多目的な利用を促進するとともに、地域のスポーツ活動への参加・交流等や地域外からの多くの人の利用を促進するため、地域の情報を発信・案内するなど、地域の活力の向上に役立つ機能を検討する。

● バリアフリーによる誰もが利用しやすい施設

市民一人ひとりが、それぞれの年齢や身体・健康等の状態にかかわらず、生涯スポーツを楽しむことができるよう、誰もが利用しやすい機能を検討するとともに、様々な移動手段に配慮しながら、まちづくりにおける機能集積や周辺施設との連携も見据えたアクセスしやすい環境を確保する。

施設を目指すべき姿

2 整備テーマの設定

人が集い スポーツに親しみ 交流する ～自然とつながるスポーツスクエア～

スポーツスクエア = “みんなに愛され親しまれる場” “北西部地域の拠点・連携”

施設づくりの方向性

3 整備方針の設定

子どもから高齢者までが、
スポーツの楽しさに触れ、
継続して活動できる施設づくり

多くの人が交流し、
健康でいきいきとした地域の
活動を育てる施設づくり

誰もが気軽に利用でき、
活発に利用される
身近な施設づくり

北西部地域の特色を生かし、
活力や魅力の向上等の
波及効果をもたらす施設づくり

人が集いスポーツに親しみ交流する～自然とつながるスポーツスクエア

(1) 子どもから高齢者までが、スポーツの楽しさに触れ、継続して活動できる施設づくり

・ 屋内スポーツ活動の場の確保

地域の生涯スポーツを支えるとともに、市内の既存の体育館の位置付け（拠点施設・準拠点施設）や利用状況なども踏まえて、新しい体育館に必要な機能を整備する。
【整備の方向性】各種屋内スポーツに対応し、県・市大会の会場として活用できる広さのアリーナ、設備・諸室などを検討する。

・ 屋外スポーツ活動の場の確保

地域ニーズやこれからのスポーツ動向に対応するとともに、市域の施設の配置状況なども踏まえて、高齢者をはじめ幅広い年齢層の利用が見込まれる機能を整備する。
【整備の方向性】軽い運動やニュースポーツ、ジョギング等に多目的に活用できる運動場、ウォーキングコースなどを検討する。

(2) 多くの人が交流し、健康でいきいきとした地域の活動を育てる施設づくり

・ スポーツや健康づくりに親しみ機会の拡充

様々なスポーツ活動をはじめ、健康づくりや介護予防活動、地域行事などの利用に対応できる付帯機能を整備する。
【整備の方向性】ヨガ・ダンスやニュースポーツ等のスポーツ活動のほか、地域行事等に活用できる屋内設備（多目的室、会議室等）及び屋外設備（芝生広場、健康遊具）などを検討する。

・ 多くの人の利用と交流の促進

地域の人々のスポーツ活動や健康づくりへの参加を促進するとともに、活動をきっかけとした交流を育む地域の情報を収集・発信する機能や憩いの場を整備する。
【整備の方向性】地域のスポーツ活動やイベント等の情報を提供する場、ロビー等のフリースペースなどを検討する。

(3) 誰もが気軽に利用でき、活発に利用される身近な施設づくり

・ 高齢者をはじめ、障がい者や子育て中の人なども利用しやすい設備の充実

「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の基準によるバリアフリー化を図るとともに、子ども連れでも気軽に利用できる機能を整備する。
【整備の方向性】多機能トイレ、車いす対応エレベーター等の誰もが共用できる設備やユニバーサルデザイン、キッズコーナーなどを検討する。

・ 地域内外からのアクセス環境の充実

自動車、徒歩、自転車、公共交通等の多様な移動手段に配慮した利用しやすいアクセス環境や駐車スペースを確保するとともに、地域の活動場所である地区市民センターや小・中学校、その他の地域資源との連携等も踏まえ検討する。
【整備の方向性】地域内交通や路線バス等との連結、十分な駐車場・駐輪場の確保などを検討する。

(4) 北西部地域の特色を生かし、活力や魅力の向上等の波及効果をもたらす施設づくり

・ 地域資源との連携等による相乗効果や新たな魅力の創出

自然に恵まれた環境や森林公園、ろまんちっく村、冒険活動センターなどの多様な北西部地域の資源・特色を生かし、地域内の回遊や交流人口の拡大につながる機能を整備する。
【整備の方向性】周辺環境や既存施設と連携したサイクリング、登山・ハイキング等の基点・中継機能、北西部地域の魅力を発信できる情報コーナーなどの整備を検討する。

・ 地域の恵まれた自然環境との融合

環境負荷の低減を図る機能の導入等による自然環境への配慮や地産の資材の活用等による施設の特徴・魅力づくりを検討する。
【整備の方向性】雨水等の自然資源の活用、省エネルギー・高効率な設備や地産木材・大谷石等の採用などを検討する。

《建設候補地選定の考え方》

候補地の選出

屋内スポーツ機能（体育館）、屋外スポーツ機能（多目的に活用できる運動広場等）、その他（駐車場等）の整備に向け、施設整備が可能な一団の平坦な土地を選出する。その上で、具体的な建設候補地として、導入する機能や土地の場所・形状に応じ、施設整備に必要な面積を確保する。

【施設整備に適さない区域の除外】

- ・ 農用地区域（法規制）
- ・ 災害危険区域（安全）
- ・ 山林・森林（アクセス性・環境保全）



【施設整備に適した土地の選出】

- ・ 土地の現況
- ・ 公図、登記の状況

【利用しやすい環境を備えている区域の抽出】

- ・ 自動車によるアクセス性（広域的な幹線道路、IC等）
- ・ 公共交通（バス路線）

候補地の評価

様々な条件や視点に基づき、候補地を客観的に評価する。

【評価基準】

- ・ 整備効果（立地から見た施設利用圏域）
- ・ ネットワーク型コンパクトシティの考え方を踏まえた地域拠点等との関係性
- ・ 施設整備のしやすさ・整備費用（用地取得、排水環境、接道等）

【詳細な現況調査による評価の精査】

- ・ 現地踏査による土地の状況や周辺環境の調査
- ・ 候補地の優先順位の判定

《施設整備に向けて》

● 施設の導入機能の精査

- ・ プロスポーツチームや宇都宮市出身のアスリートの活躍などによる新たな関心の高まり
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピック、とちぎ国体などのビッグスポーツイベントの機運 など
- ⇒ スポーツ環境の変化や新たなニーズを捉え、これらの視点も加えて分析を深めながら、施設の導入機能を精査し、施設の規模を含めた整備内容を具体化する。

● 健康づくりや観光・地域振興等への波及効果

- ・ スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団などによる多様な地域スポーツ活動
 - ・ 健康ポイント事業の開始（健康づくり活動、健康寿命の延伸）
 - ・ 地域の魅力向上や観光振興など地域資源の活用方策の検討 など
- ⇒ 関係団体の活動や関連事業との整合を図るとともに、民間開発の動向なども注視しながら、スポーツの果たす様々な役割・効果を有効に活用する。

● 関係機関等との連携・調整

- ・ 周辺の道路整備・改良、交通計画 など
- ⇒ 円滑かつ着実に施設整備を推進するため、道路管理者や交通事業者等との連携・調整を図る。

○ 整備スケジュール

第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画の終了年度（平成36年度）を目途に、順次、必要な業務を進行していく。

第2章 施設の機能・規模

1 「導入する施設の機能・規模」の考え方

市域のスポーツ施設の配置バランスを踏まえるとともに、地域の特長や新しいスポーツの動向、地元ニーズ等を考慮して機能・規模を決定します。

2 体育館の機能・規模

施設機能・規模		内容	面積
体育館 市域の配置バランスを踏まえて体育館（準拠点施設）を整備します。			
(1)競技 運動機能	①アリーナ (バスケット2面, バレー3面, バドミントン10面等)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生涯スポーツ活動の拠点となる市民利用を中心とした競技場 県予選・市大会が開催できる広さ 	約 1,800 m ²
	②多目的室 ③トレーニング室 ④ランニング・ウォーキングコース	<ul style="list-style-type: none"> ダンス, ヨガ, 武道などのスポーツや地域イベントなどの多目的利用スペース 天候にかかわらず, 日常的に健康づくりや体力づくりができる施設・場所 	約 1,100 m ²
(2)利便性 向上機能	①更衣室, シャワー, トイレ ②空調, エレベーター等	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインを基本に, 誰もが快適に利用できる多目的トイレや空調設備など 	約 700 m ²
(3)交流 促進機能	①交流・利用者待機スペース等	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流の場や憩いの場として利用できるオープンスペース 大会等の際の選手や応援者の滞留場所 	約 800 m ²
(4)管理 運営機能	①会議室, 控室, 医務室 ②事務室, 器具庫, 倉庫等	<ul style="list-style-type: none"> 大会等の開催・運営を円滑にする諸室 体育館の管理運営上, 必要な機能 	約 700 m ²
合計面積		延べ床面積約 5,100 m ² (建築面積: 約 3,600 m ²)	

(1) 競技運動機能

① アリーナ

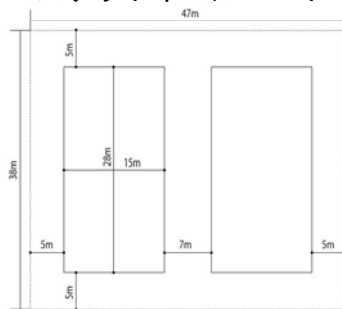
- ・ 子どもから高齢者までの幅広い世代がスポーツの楽しさに触れ、多様なスポーツを行える生涯スポーツ活動の拠点となる競技場とします。
- ・ 地域の体育館として多種目の競技を行える競技場とします。
- ・ 実施競技の主なものは次のとおりとし、具体的な競技の詳細については、設計業務を進める中で決定します。

【主な競技と規模（面数）】

バスケットボール	2面	バレーボール	3面
バドミントン	10面	卓球	12面
剣道	4面	空手	4面

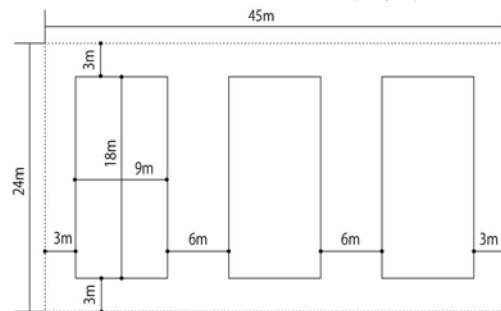
【レイアウトイメージ】

バスケットボールコート（2面）



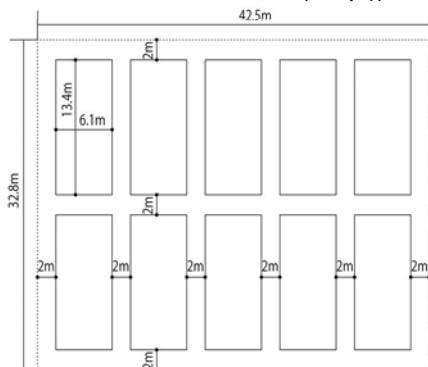
※公益財団法人日本バスケット協会
「バスケットボール競技規則」

バレーボールコート（3面）



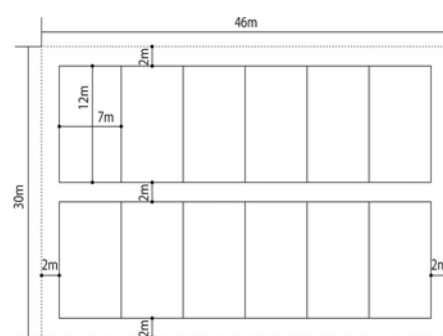
※公益財団法人日本バレーボール協会
「バレーボール6人制競技規則」

バドミントンコート（10面）



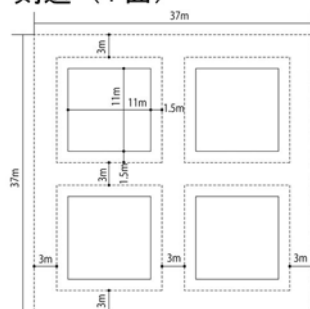
※公益財団法人日本バドミントン協会
「競技規則及び大会運営規程」

卓球コート（12面）



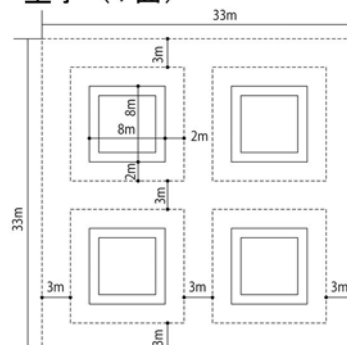
※公益財団法人日本卓球協会
「日本卓球ルール」

剣道（4面）



※公益財団法人全日本剣道連盟
「剣道試合審判規則」「剣道試合審判規則」

空手（4面）



※全日本空手道連盟「空手競技規定」

② 多目的室

- ・ 気軽な運動をはじめ、ダンスやニュースポーツなどの多様なスポーツ，地域の様々なスポーツ活動（会議，研修，講座等を含む），健康づくり，介護予防活動などに幅広く利用できる多目的室とします。
- ・ スポーツ教室の開催など，柔軟な運営ができる規模とします。



多目的室

③ トレーニング室

- ・ 健康づくりのニーズを踏まえて，気軽に利用できるトレーニング室とし，既存の地域体育館の広さを基本とします。



トレーニング室

④ ランニング・ウォーキングコース

- ・ 天候に関わらず日常的に利用でき，気軽に運動や体力づくりができる場所として，アリーナ2階の外周通路部分にランニング・ウォーキングコースを設けます。



ランニング・ウォーキングコース

(2) 利便性向上機能

① 更衣室，シャワー，トイレ

- ・ 既存の地域体育館の規模に基づき，日常的な利用や大会運営に支障をきたさないよう，適切な数・広さを配置します。
- ・ 大会運営時においても利用者が円滑に利用できる数を1階・2階に設置するとともに，誰もが使いやすい多目的トイレ（オストメイト，ベビーチェア，更衣スペース等）を設置します。

② 空調，エレベーター 等

- ・ 年間を通じて安全・安心に利用できるよう，空調設備を設置します。
- ・ 誰もが各フロアへ円滑に移動できるよう，エレベーターを設置します。
- ・ 子育て世代が安心してスポーツ施設を利用できるよう，おむつ交換台や授乳スペースを確保したベビールームを設置します。

(3) 交流促進機能

① 交流・利用者待機スペース

- ・ 利用者の居場所や交流，地域情報の発信の場として利用できるよう，開放的でゆとりのあるエントランスホールを配置するとともに，飲食スペースを併設し，利用者の憩い・休憩の場とします。
- ・ 大会開催時に選手や関係者，応援者などが滞留できる広さの利用者待機スペースを設けます。

(4) 管理運営機能

① 会議室・控室・医務室

- ・ 既存の地域体育館の利用状況等を踏まえ、競技団体や地域のスポーツ団体等の会議をはじめ研修会の利用のほか、大会時は、大会役員や選手の控室、運営本部などの用途で利用できる広さを確保します。
- ・ 緊急時の応急処置などを行える医務室を設置します。

② 事務室・器具庫・倉庫 等

- ・ 施設の管理運営に必要な事務室や器具庫等を確保します。

3 運動場等の機能・規模

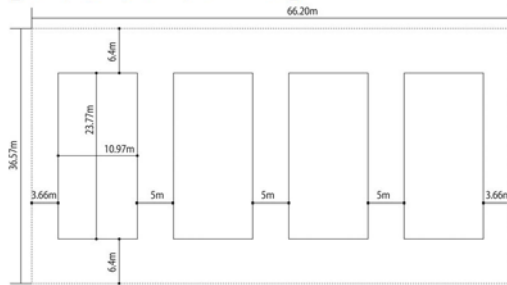
施設機能・規模		内容	面積
運動場 体育館の付帯施設として多目的な運動広場を整備します。			
(1)競技 運動機能	①テニスコート6面 (砂入り人工芝) ※一部フットサルコート兼用	・市域の配置バランスや市民ニーズを踏まえたテニスコート(フットサルコートとして一部を兼用し、多目的に利用)	約 4,500 m ²
	②自由広場 (健康遊具等配置)	・誰もが気軽に遊びやスポーツで利用できるフリースペース(地域イベント等での活用も想定)	約 5,000 m ²
	③BMXレースダート広場 ※一部キックバイク兼用	・北西部地域の特色・地域資源を生かし、子どもや若者のスポーツ人口の裾野拡大につながる新たなサイクルスポーツの場 ・国内大会なども開催できる複数のコーナーを有したコース(様々なレベルで利用でき、キックバイクでの一部利用も想定)	約 5,500 m ²
(2)その他	①駐車場 200 台 ②ランニング・ウォーキングコース など	・利用者のアクセス手段を踏まえ、日常的に必要な駐車場 ・敷地内の通路を生かした周回コース ・施設運営に必要な通路・外構や調整池など	約 16,800 m ²
合計面積		約 29,800 m ²	

(1) 競技運動機能

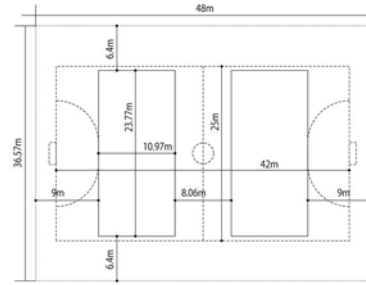
① テニスコート（一部、フットサルコート兼用）

- ・ 北西部地域にはテニスコートが配置されていないことや市内のテニスコートの利用状況を踏まえ、テニスコート6面を整備します。
- ・ また、市内にフットサルコートが少ないことを踏まえ、主に子どもや若者の練習環境を確保するため、テニスコートの一部を兼用したフットサルコートを確認します。

【レイアウトイメージ】



※公益財団法人日本テニス協会
「国体テニス競技の施設基準に関する細則」



※公益財団法人日本サッカー協会
「フットサル競技規則」

② 自由広場

- ・ 個人で自由に、なわとびやかっこ等の身体活動や、体操、グラウンドゴルフなどの日常的なスポーツ、また、地域イベント・交流などができる広場とします。（調整池と一部兼用）

③ BMXレースダート広場（一部、キックバイク兼用）

- ・ 新たなサイクリスポートの場を設け、MTBやレンタサイクルなどが実施されている既存施設（道の駅うつのみやろまんちっく村・森林公園等）や地域で開催されるサイクリスポートイベント（ジャパンカップサイクルロードレース・宇都宮シクロクロス等）と連携して更なる相乗効果につなげます。
- ・ 子どもや若者のスポーツ人口の拡大につながるよう、新たなスポーツへの興味関心の高まりを捉え、その機会・環境を提供します。
- ・ 国内大会なども開催できるコース規模とするとともに、一部をキックバイクも兼用できる広場とします。（調整池と一部兼用）

(2) その他

① 駐車場

- ・ 既存体育館の利用状況を踏まえ、日常的に必要な駐車場台数を確保します。

② ランニング・ウォーキングコース

- ・ 気軽に健康づくり・体力づくりができるよう、敷地の通路を生かし、周回コースを設定します。

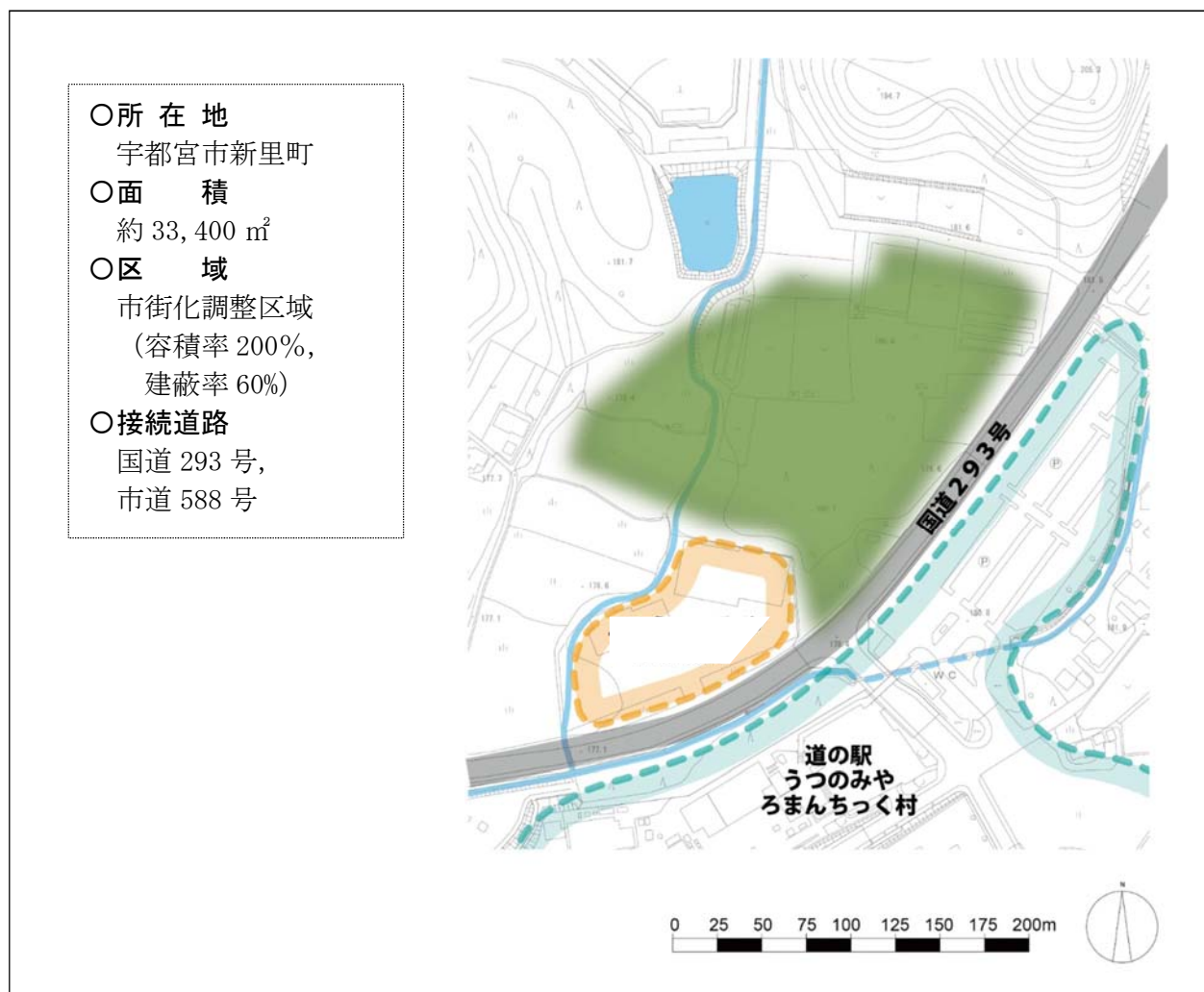
第3章 建設予定地

1 「建設予定地の選定」の考え方

北西部地域全体から，NCCの考え方を踏まえて施設整備の可能性がある土地を幅広く抽出し，交流促進や賑わいづくり，土地利用の状況等の事業化の視点に考慮し，建設予定地を決定しました。

2 建設予定地の概要

道路や公共交通（バス）のネットワークが構築されており，北西部地域はもとより，市内さらに市外からもアクセス性に優れた場所であり，NCCにおける観光拠点に立地している強みを生かし，北西部地域の恵まれた観光資源と連携した相乗効果や回遊性の向上をもたらす最適地



3 建設予定地の選定の流れ

○ 土地を抽出するエリアの設定

都市機能の集積や地域コミュニティの維持，地域振興を図る「拠点」をポイントとし，その拠点を含めた周辺から土地を幅広く抽出するため，各拠点区域・場所の境界から徒歩圏域 250m外側まで広げた区域から土地を抽出

【ポイントの区域・場所】

- ・ 地域拠点：篠井・富屋・国本・城山の各地域拠点
- ・ 地域コミュニティ維持エリア：国本西小学校，城山西小学校
- ・ 観光資源等：ろまんちっく村，大谷，インターチェンジなど



○ 施設整備の可能性がある土地の抽出（施設整備に適さない区域の除外）

【除外区域】

- ・ 災害危険区域：土砂災害警戒区域・特別警戒区域 など
- ・ 土地の面積：1ha 未満の土地
- ・ 土地の傾斜：平均勾配が 10%以上の土地
- ・ 土地のまとまり：農業振興地域の農用地区域・建付地の割合が 50%以上



○ 利用しやすい環境を備えている土地の選出（課題が大きい土地を除外）

体育施設としての利用しやすさを評価

【評価項目】

- ・ 土地の状況：周辺土地利用やまとまった用地の確保に係る課題の多寡
- ・ アクセス環境：接道状況，IC やバス停からの距離などアクセス性の優劣
- ・ 周辺施設との関係性：親和性のある施設との近接性
- ・ その他：汚水排水処理区域の該当や埋蔵文化財の有無

【整理・比較における視点】

- ・ 施設の利用圏域や地域拠点との繋がり，道路等の移動手段による利便性
- ・ 体育施設の整備に伴う周辺への波及・相乗効果



○ 施設整備に適した土地の選出（調査対象地の選出）

基本方針の整備方針などを踏まえた視点を設定し，プラス要素を評価

【交流・活性化につながる視点】

- ・ 親和性のある施設との近接性
- ・ 公共交通アクセス
- ・ 広域アクセス

【事業化を見据えた視点】

- ・ 用地のまとまり
- ・ 接道・接道からの乗入れ
- ・ 汚水排水処理



○ 調査対象地の現地踏査

土地の状況などについて現地踏査を実施し，地域活性化及び事業化の視点で評価

【事業化を見据えた視点】

- ・ 施設機能を考慮した用地の確保
- ・ 不明地の有無
- ・ 土地所有者や権利状況，建物移

【地域活性化の視点】

- ・ 新たな賑わいづくりの可能性
- ・ アクセス性・視認性
- ・ 人口カバー率

4 関係法令・条例の整理

(1) 都市計画法

- ・ 建設予定地は市街化調整区域であり、都市計画法第 29 条第 1 項に係る開発許可の対象ですが、市のスポーツ施設は「公益上必要な建築物」であるため、適用除外となります。
- ・ ただし、市街化調整区域に整備する公共施設として、開発許可の基準に基づく一定の水準を確保するとともに、周辺の自然環境との調整・保全などを重視したものとします。

(2) 農地法

- ・ 建設予定地は農地が含まれており、農地法に基づく農地転用の対象ですが、市のスポーツ施設は、「地域振興上の必要性が高い施設」であるため、適用除外となります。(農地法第 4 条第 1 項第 2 号)
- ・ ただし、事業の実施にあたっては、事前に農業委員会に農地法適用除外届を提出する必要があります。

(3) 環境影響評価法（環境アセスメント法）

- ・ 面積規模により、環境アセスメントの対象（5ha 以上）ではありませんが、自然環境の保護・保全に配慮します。
- ・ なお、施設整備にあたっては、必要に応じて自然環境の保護・保全に係る調査や対応を行っていきます。

(4) その他の法令等

その他、施設の整備等を進める中で、必要に応じ、関連する法令・規制・条例に即した手続きを実施していきます。

- ・ 建築基準法, 消防法, バリアフリー法, 消防法, 駐車場法, 建設リサイクル法 等
- ・ 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例, 栃木県建築基準条例 等

第4章 施設配置，施設・設備等の計画

1 「施設配置，施設・設備等の計画」の考え方

環境に配慮し，周辺の自然と調和した施設整備を進めるため，「脱炭素社会」の構築に向けた取組方針を基本に，施設配置や施設・設備等の計画を決定します。

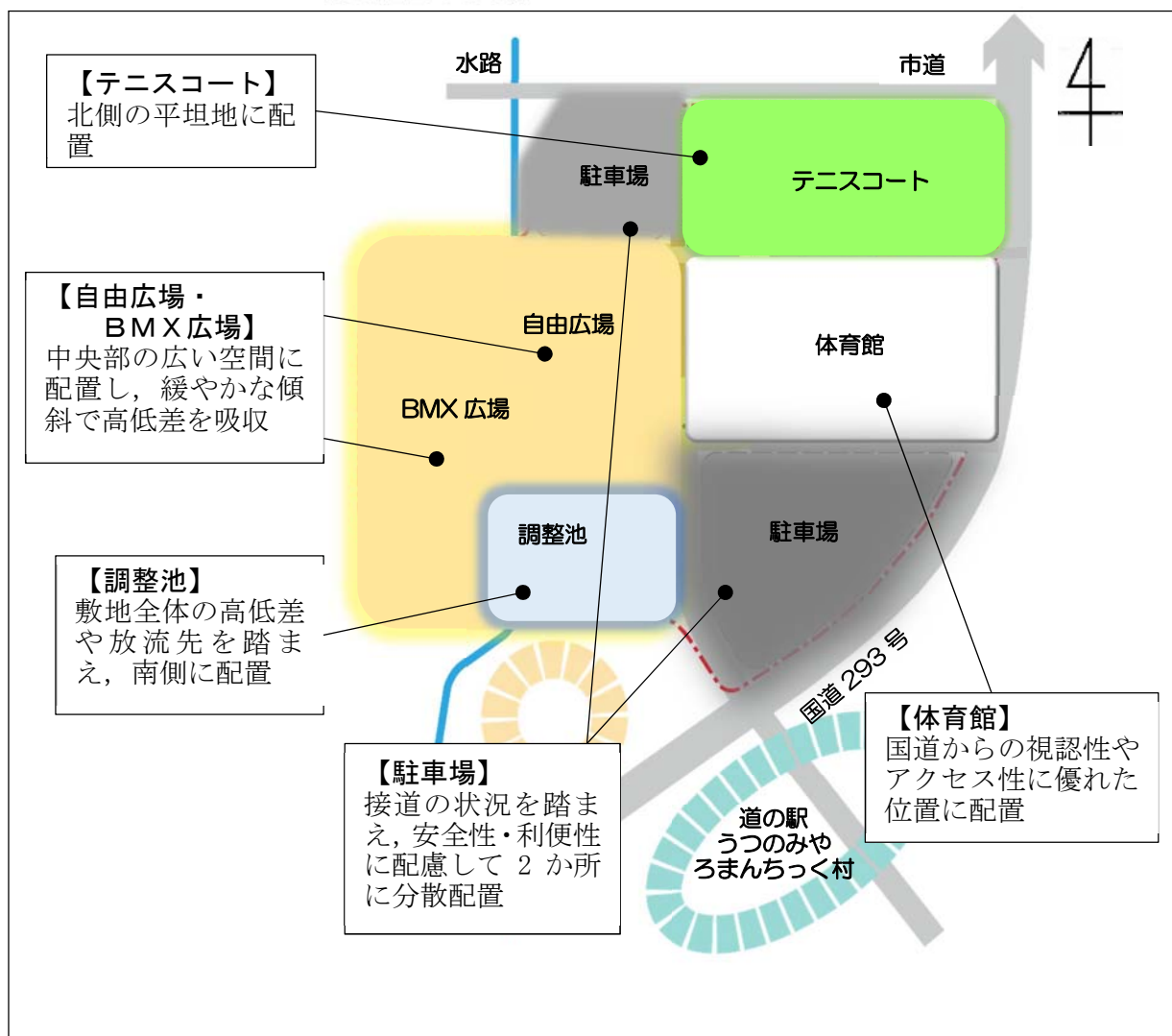
【「脱炭素社会」の構築に向けた」取組方針】

- ・ 創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの積極的な導入の検討
- ・ 敷地内の緑化と資源の有効活用

2 敷地全体の施設配置，施設・設備等の計画

(1) 施設配置（イメージ）

建設予定地の形状や勾配，接道状況などを踏まえ，利用者の安全性や利便性を考慮し，各施設機能を配置します。



※上記の施設配置はイメージ図であり，今後，設計業務等により，変更となる場合があります。

(2) 施設・設備等の計画

【造成計画】

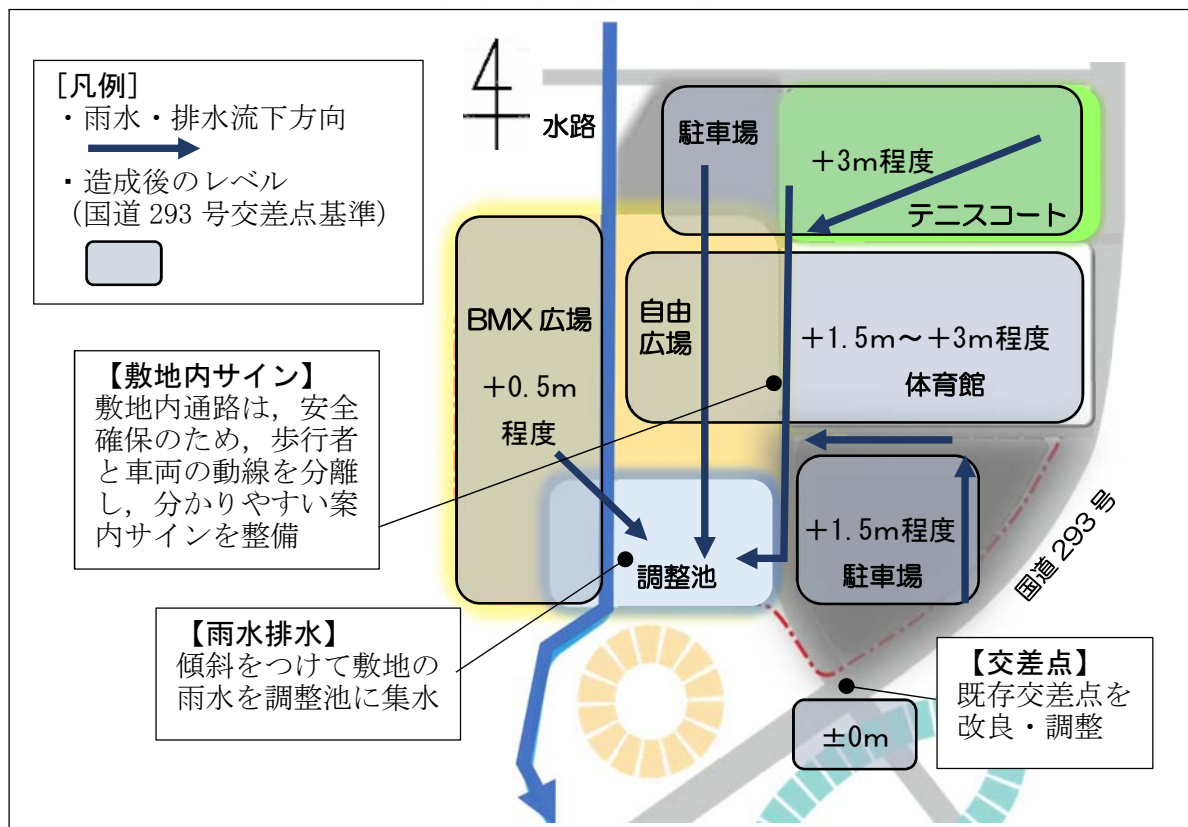
- ・ 敷地北側の市道とほぼ同じ高さで造成された土地であり、敷地南側の国道293号との既存交差点と比較し、約0.5～3m高くなっています。
- ・ 大規模な造成は事業費を押し上げる要因になることから、一部切り下げなどにより、できる限り現地盤を活用して整備します。

【交通処理計画】

- ・ 国道293号からのアクセスをメインとして既存交差点を活用し、歩行者や自動車の動線を考慮しながら、安全で円滑なアクセスを確保します。
- ・ 国道293号及び北側市道から円滑な自動車流動を確保するため、交通管理者及び各道路管理者と協議調整を図ることとします。
- ・ 車両主動線となるアクセス道路は、大会開催時の大型バスの通行も考慮した道路線形とします。

【雨水排水計画】

- ・ 敷地内に流れる水路を排水先とし、宇都宮市開発行為等審査基準に基づく調整容量を確保した調整池を、地区内最下流部に整備します。
- ・ 水路は敷地内を縦断しているため、両岸に右岸左岸の面積に応じた調整池を自由広場とBMX広場の一部を兼用して効率的に整備します。
- ・ 国道との交差点付近の雨水は、調整池で集水することが困難であるため、処理方法について設計業務の中で協議調整していきます。



【供給処理計画】

《ガス》

対象地区は都市ガス供給エリア外のため、プロパンガスで供給します。

《電気》

国道に設置されている電柱から、高圧受電することを想定します。

《汚水》

対象地区は公共下水道事業認可区域外のため、汚水は合併浄化槽の設置・処理を基本に検討し、合併浄化槽近傍の雨水管（水路）等に排水します。

【緑化計画】

- ・ 宇都宮市開発行為等審査基準に基づく公園・緑地・広場を整備し、地区周辺の豊かな自然環境との調和に努めるとともに、脱炭素社会の構築に向けて積極的な緑化推進に取り組みます。

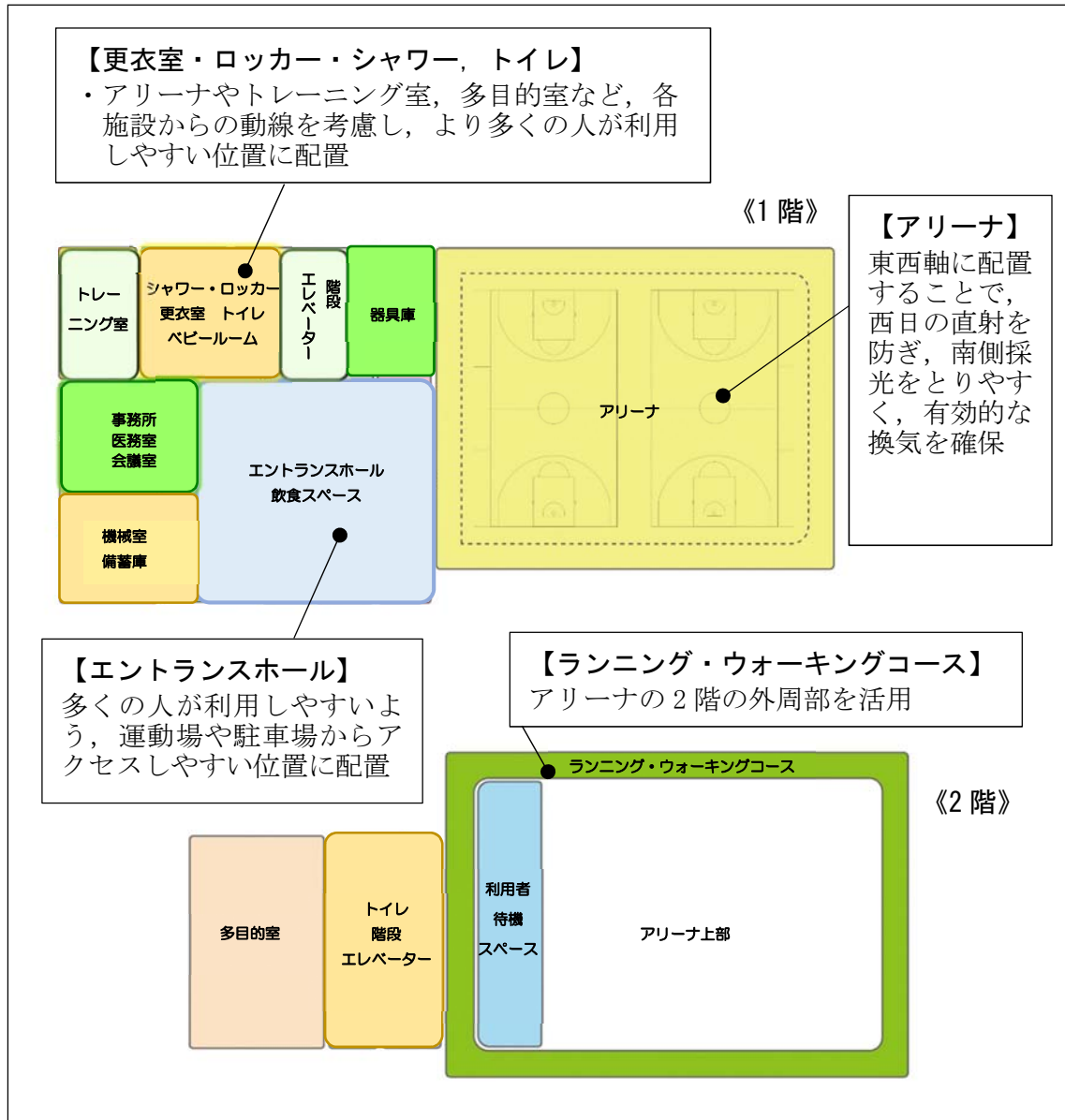
【景観計画】

- ・ 国道 293 号側からの施設の見え方に十分に配慮し、道を行きかう多くの人々に印象づけるデザインについて検討するとともに、屋外の緑等と合わせて、建設予定地全体で良好かつ一体的な景観の創出を図ります。
- ・ 外部に露出する建築設備については、目隠しを設けるなど、良好な景観形成の阻害要因とならないよう工夫します。
- ・ 体育館の外観の形態・意匠・色彩等のデザインは、「宇都宮市景観計画」を踏まえ、北西部地域の優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観の実現に資するよう計画します。

3 体育館の施設配置、施設・設備等の計画

(1) 施設配置（イメージ）

利用者の動線や安全性、施設の管理運営における利便性を踏まえ、各施設機能を配置します。



※上記の施設配置はイメージ図であり，今後，設計業務等により，変更となる場合があります。

(2) 施設・設備等の計画

【アリーナ】

- ・ アリーナの床や壁は、競技のしやすさ（弾性や強度）や安全性、耐久性を考慮します。
- ・ また、競技に対応した天井高を確保するとともに、照明や音響施設の設置に配慮し、天井高さ 15m を目安に計画します。（想定する競技の最大高さ：バレーボールの 12.5m）
- ・ 採光については、競技に影響がでないよう開口部からの直射日光が入らないよう検討します。

【多目的室】

- ・ 多様かつ柔軟な利用に配慮して無柱空間とし、2 部屋に分けて利用できるよう計画します。
- ・ 想定される活動内容を踏まえ、床材・壁材の使用や仕上げを計画するとともに、鏡など、必要な設備を設けるものとします。

【トレーニング室】

- ・ トレーニング機器の使用による振動やウェイトの落下による衝撃などに耐えうる床材や壁材の仕様とします。
- ・ 利用者やトレーニング動作の視線を踏まえ、快適にトレーニングできるよう、窓やトレーニング機器の配置を検討します。

【エントランスホール】

- ・ エントランスホールは各諸室への円滑な動線を確保できるよう計画するとともに、多くの人々が利用する共有空間として、滞留や憩いにも配慮したしつらえとします。
- ・ 下足線を設定し、下足室を設けるものとします。飲食スペースや事務室へのアクセスは、屋内・外からできるよう計画します。

【会議室・控室】

- ・ 大会規模や種目などに応じて柔軟な対応が図れるよう、会議室・控室を2 部屋に分けて利用できるよう計画します。

【事務室、医務室】

- ・ 事務室は、エントランスホールの利用者の出入りが見やすい位置に配置し、屋内・外からアクセスできるよう計画します。
- ・ 医務室は、傷病者を施設内外へ移動・搬出しやすい場所に配置します。

【備蓄庫】

- ・ アリーナほか、屋外からも利用しやすい場所に配置を検討します。

(3) 構造計画

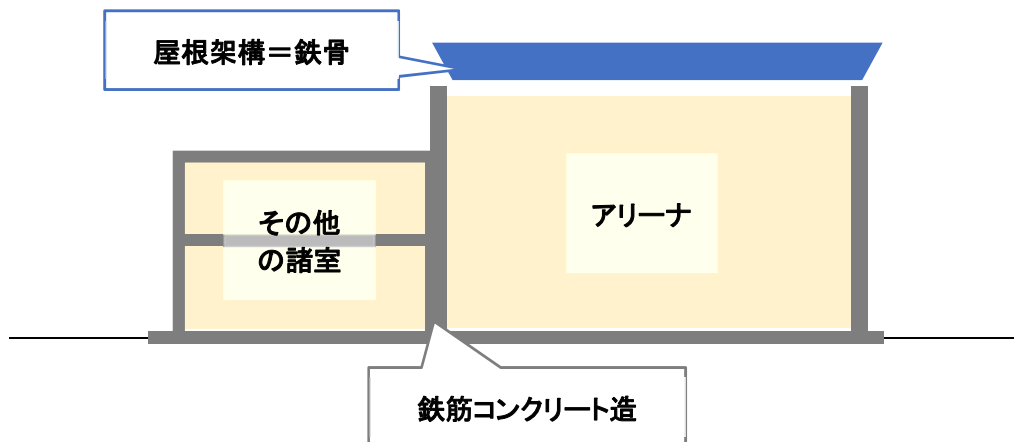
【耐震安全性】

- ・ 体育館は、市の指定避難所として位置付けられる可能性を想定し、災害時における安全性を十分に確保した構造とします。
- ・ 耐震安全性は、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体の耐震基準安全性分類のⅡ類とし、非構造部材はA類、建築設備は乙類とします。

【構造】

- ・ アリーナ部分については40m超の大規模な無柱空間となることから、コスト、工期等に配慮して鉄筋コンクリート造を基本とし、アリーナ部分の屋根架構は鉄骨造を基本とします。ただし、コスト、工期等を踏まえた上で、木材利用など、環境、景観等の面から有効な構造についても検討します。
- ・ 脱炭素社会の構築に向け、屋根に太陽光パネルの設置の検討と併せて、太陽光パネルの荷重に耐えられる構造を計画する。
- ・ 構造種別及び工法は、安全性とともに、効率性や経済性を踏まえ、決定します。

《構造イメージ》



(4) 設備計画

【創エネルギー・省エネルギー】

- ・ 創エネルギーとして太陽光パネルの設置や省エネルギー効果の高い外壁、屋根、窓等の導入を計画します。
- ・ 照明、空調等以外の機械設備についても、省エネルギー、環境保全、長寿命化など、ライフサイクルコストの低減化につなげるとともに、維持管理のしやすさや将来の設備の更新を考慮して計画します。

【ユニバーサルデザイン化】

- ・ 誰もが快適に利用できる施設とするとともに、「高齢者や障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」や「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」などに即し、屋内・屋外施設のユニバーサルデザイン化を図ります。

【電気設備】

- ・ 省エネルギー化を図るとともに、設備の長寿命化や維持管理のしやすさに配慮し、高効率、省電力型、LED照明等を採用します。
- ・ アリーナの照明設備は、屋内競技の公式競技基準（JIS 照明基準を基本）の照度を確保するとともに、競技に適した向きや位置に設置します。
- ・ 多目的室、トレーニング室、会議室等の諸室の照明設備は、それぞれの利用に適した照度を確保します。
- ・ ICT技術のさらなる普及を見据え、コストや維持管理、更新の容易性などを考慮しつつ、施設の利便性の向上の観点から情報通信設備を計画します。

【空調・換気設備】

- ・ ライフサイクルコストの低減を図るため、省エネルギーやランニングコストに配慮した設備とするとともに、維持管理が容易なものとしします。
- ・ アリーナ部分は、自然換気ができるよう計画するとともに、夏季・冬季の機械換気ができるよう計画します。
- ・ アリーナ部分の冷暖房は、大空間に適したものとし、バドミントンや卓球など風の影響を受けやすい競技の妨げにならない設備の導入を計画します。
- ・ アリーナ以外の諸室は、頻度等の利用状況がそれぞれ異なることが想定されることから、個別運転が可能な空調とし、ランニングコストの低減を図ります。

《空調設備設置イメージ》

諸室	設備イメージ	備考
アリーナ	中央方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 熱源：ヒートポンプ若しくは吸収式冷温水器	・ 気流を生じにくい輻射方式活用（ヒートポンプ）を検討 ・ 省エネ性能やコスト面等を考慮して採否を検討
アリーナ以外	個別方式 ・ エアコン+室外機（ヒートポンプ）	

【給排水設備】

ア 給水設備

- ・ 屋内外の各施設の利用を想定した給水設備及び給湯設備を計画します。
- ・ 給湯設備の熱源は、電気、ガス（都市ガスが供給区域外のためプロパンガス）を基本とし、シャワーなどの具体的利用を想定した上で、省エネルギーや環境保全、コスト、維持管理面の得失ほか、施設計画や施設運営にも影響することなども考慮して計画します。

《給水設備の設置箇所》

設置を想定：○

設置箇所		給水	給湯
更衣室・シャワー	・洗面台, シャワー	○	○
トイレ	・トイレ 多数同時利用を想定した水洗方式を検討 ・洗面台	○	○
事務室	・シンク (給湯スペース)	○	○
医務室	・シンク	○	○
飲食スペース	・シンク	○	○
屋外	・散水栓 (適宜) ・手洗い・水飲み場	○	—

《給湯設備等の比較検討》

	設備・機器概要	備考
電気	ヒートポンプ+貯湯槽 (エコキュート) ※貯湯槽から必要諸室へ給湯	・使用湯量の変動が大きい場合に留意が必要。(貯湯量が不足, あるいは, 過剰になるおそれあり)
ガス	ボイラー (給湯器) + ガスボンベ (もしくはタンク) ※必要諸室ごとに給湯器を設置	・火気使用場所からの隔離距離の確保が必要

イ 排水設備

- ・ 建設予定地及びその周辺は, 下水道未整備の地域であることから, 合併浄化槽の設置を基本に検討します。
- ・ 浄化槽の規模は, 「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」(JIS規格)を基本に検討するとともに, 配置については, 清掃等の維持管理を考慮して計画します。

【その他】

- ・ アリーナなどの高所に設置される照明器具や窓の開閉装置などの設備の故障時には、足場を組まなくても対応できるよう配慮するとともに、アリーナの貸出し区分（全面貸し、半面貸し、1/4面貸し）に応じた設備計画とします。
- ・ 災害対応として、蓄エネルギー機器や非常用自家発電設備、トイレ洗浄の貯水設備等の導入について検討します。

4 運動場等の施設配置，施設・設備等の計画

(1) テニスコート

- ・ テニスコートの配置は，東西方向に長軸をとり，6面を配置します。
- ・ 年間を通じて利用できるよう，コートは砂入り人工芝とします。
- ・ 外周は既存テニス場と同様に防球フェンスで囲います。
- ・ 6面のうち2面をフットサルコート兼用のコートとし，フットサル利用時に，テニス専用コート（4面）の利用者と交錯しないよう設定します。

(2) 自由広場

- ・ 一部に芝生を張り，健康遊具を設置します。
- ・ 植栽管理を行えるよう，必要に応じて散水設備を配置します。
- ・ 利用者の利便性を考慮し，トイレやベンチ，水飲場，四阿，電源等を配置します。

(3) BMX レースダート広場（一部キックバイク兼用）

- ・ 国内大会が開催できる規模となるよう，コース延長や幅員・直線の距離，コーナーの設置数などの要件について，設計業務の中で，詳細な規模・仕様を設定します。
- ・ 施設の性質上，土系舗装が基本となるため，周辺農地や家屋への砂塵飛散を抑制するよう防砂対策，また，雑草などを抑制して利用環境の維持・向上を図るため防草対策を行います。
- ・ 雨水の排水設備に土砂が詰まらないよう，定期的な土砂の除去を容易に行える排水設備とします。
- ・ 必要に応じてコースの付近に簡易的な事務所を設置します。

(4) 駐車場, 通路, 外構

- ・ 駐車場は, 大会利用時の大型バスの進入・退出も考慮し, 幅員や舗装構成を設定します。また, 脱炭素社会の構築に向けた蓄エネルギーの取組として, EV充放電器の設置を計画します。
- ・ 利用者の視認性を確保するとともに, 周辺への光害に配慮し, 適切に照明施設を配置します。照明施設は省エネルギーの観点から, ソーラー外灯を積極的に導入します。
- ・ 特に, 歩行者が通行する部分は, ユニバーサルデザインに基づき, 不陸やガタツキなどが生じにくい仕様とするとともに, 安全性を十分に確保します。

(5) ランニング・ウォーキングコース

- ・ 園路・通路を活用してコースを設定し, 利用者が安全で快適に利用できるよう, クッション性のある素材による舗装や距離・走行ルートがわかるサインの整備などを行います。

(6) 調整池

- ・ 周辺の影響に十分配慮し, 雨水の流出抑制を図るため, 放流水路の流下能力や放流量などを設計業務の中で計算し, 必要十分な調整容量を確保した貯留施設とします。また, 併せて, 貯留雨水の再利用(屋外施設の整地, 散水等)も検討します。

第5章 整備・運営手法

1 「整備・運営手法」の検討

これまで本市のスポーツ施設の整備・運営においては、設計・施工は、市が直接実施し、管理運営は指定管理者制度を活用して民間に委託してきたところです。

こうした中、限りある財源の中で、より一層、多様化・複雑化する行政ニーズに応え、公共事業を推進していくため、本施設の整備にあたっては、民間の持つ資金や経営ノウハウを更に活用する手段のひとつとしてPPP/PFI手法を視野に入れて検討し、最適な整備・運営手法を採用します。

2 整備・運営手法の種類

スポーツ施設の整備にあたっては、設計・施工等を市が個別に発注する従来方式のほか、設計・施工・管理運営まで一括発注する方式などがあります。公共施設等の事業実施過程（設計・施工・管理運営）における公共と民間との施設の所有形態などから、代表的な方式を次のとおり分類し、代表的な方式について従来型と比較します。

事業手法		概要
従来型（設計・施工分離発注手法）		<ul style="list-style-type: none"> 従来より多く採用されていた方式で、「設計」と「施工」を分離して発注 ※運営は別途、事業手法を決定
P F I 手 法	BTO方式	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・施工」 その後、施設の所有権を民間事業者から公共に「移転」 施工と同じ民間事業者が施設を「管理・運営」
	BT方式	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・施工」 その後、施設の所有権を民間事業者から公共に「移転」 ※運営は別途、事業手法を決定
	BOT方式	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・施工」 施工と同じ民間事業者が契約期間中、施設を「保有」し続けたまま「管理・運営」 事業終了段階で、施設の所有権を民間事業者から公共に「移転」
P P P 手 法	DBO方式	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達は公共が行い、民間事業者が施設の「設計」・「施工」・「管理・運営」を一体的に行う。
	DB方式	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達は公共が行い、民間事業者が施設の「設計」と「施工」を一体的に行う。 ※運営は別途、事業手法を決定

3 整備・運営手法の比較

従来型と比較し、本施設の整備における導入可能性を検討します。

類型		従来型との比較 (斜線は検討対象とならない項目)						北西部地域体育施設 における導入可能性
		事業費 平準化	整備 コスト	運営 コスト	調査等 コスト	民間の 資金調達 コスト	民間の 資金所有 コスト	
PFI 手法	BTO	○ 平準化	○ コスト 減	○ コスト 減	× コスト 増	× コスト 増	△ 資金調達やSPCの 設立・運営のコスト の大きさにより、V FMが出る可能性は 考えられます。	
	BT	/	○ コスト 減	/	× コスト 増	× コスト 増	△ BTOに比べ、事業 期間が短いため、資 金調達やSPCの設 立・運営のコストが 低く、VFMが出る 可能性があると考え られます。	
	BOT	○ 平準化	○ コスト 減	○ コスト 減	× コスト 増	× コスト 増	× BTO・BTに加 え、事業期間の固定 資産税の負担があ り、VFMが出る可 能性はほぼないと考 えられます。	
PPP 手法	DBO	/	○ コスト 減	○ コスト 減	× コスト 増	/	○ 整備費が減となり、 民間企業のリスクが 少なく、PFIと比 べ、VFMが出やす いと考えられます。	
	DB	/	○ コスト 減	/	× コスト 増	/	○ 整備費が減となり、 民間企業のリスクが 少なく、PFIと比 べ、VFMが出やす いと考えられます。	

4 整備・運営手法の決定

北西部地域体育施設の整備・運営において導入可能性のある、次の4つの手法について「サービスの向上」、「地域への貢献」、「コスト削減」の視点で検討し、コストの削減が見込め、最もバランスに優れている「設計・施工一括発注（DB+O方式）※」を採用します。

※基本設計は市が実施し、実施設計と施工を一括発注、運営は指定管理者の選定を想定

		サービスの向上 北西部地域体育施設の設計・施工と管理運営の関係性や、事業者間の競争などのサービス向上につながるインセンティブについて評価	地域経済への貢献 事業者の参入見込みや実績を踏まえた適切な事業者選定について評価	コストの削減 従来型と比較した整備・運営経費の削減の程度について評価
P F I 手 法	B T O 方 式	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営を見据えて民間ノウハウを生かした設計・施工により、より効果的・効率的な管理運営が期待できる。 長期的な運営を行うため、より安定的なサービスの提供が期待できる。 同一の指定管理者が長期間運営を行うため、サービスが固定化する懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内・県内にS P C設立のノウハウ・実績のある事業者が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定等に係る費用やS P Cの設立及び運営費用が大きく、経費削減が見込めない。
	B T + O 方 式	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウを生かした設計・施工により、効果的な管理運営が期待できる。 これまでの指定管理の実績から、確実なサービス提供が期待できる。 指定管理者を一定期間で更新するため、競争によるサービス向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内・県内にS P C設立のノウハウ・実績のある事業者が少ない。 指定管理者の募集選定の際に地域密着型の事業者が参入しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備等費用の減が、事業者選定等に係る費用及びS P C設立費用の増を超え、経費削減が見込める。
P P P 手 法	D B O 方 式	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営を見据えて民間ノウハウを生かした設計・施工により、より効果的・効率的な管理運営が期待できる。 長期的な運営を行うため、より安定的なサービスの提供が期待できる。 同一の指定管理者が長期間運営を行うため、サービスが固定化する懸念がある 	<ul style="list-style-type: none"> 市内・県内では、設計～運営まで一括発注した実績が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備等費用の減が、事業者選定等に係る費用の増を超え、経費削減が見込める。
	D B + O 方 式	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウを生かした設計・施工により、効果的な管理運営が期待できる。 これまでの指定管理の実績から、確実なサービス提供が期待できる。 指定管理者を一定期間で更新するため、競争によるサービス向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内・県内に設計・施工一括発注の実績は一定ある。 指定管理者の募集選定の際に地域密着型の事業者が参入しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備等費用の減が、事業者選定等に係る費用の増を超え、経費削減が見込める。

第6章 概算整備費用

- ・ 民間活力・ノウハウを活用し、実施設計と整備工事を一括発注することで、整備コストの抑制や施工期間の短縮に取り組み、効率的で着実な整備を進めることとし、概算整備費用は約 35 億円を見込んでいます。(用地取得費用や脱炭素社会の構築などに係る費用は含んでいません。)
- ・ 国の補助金、交付金を有効活用し、市の財政負担軽減を図りながら、着実に整備を進めます。現時点では、地方創生拠点整備交付金を活用することを目指します。

【活用が見込める特定財源】


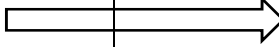



制度名称	対象施設・要件
【内閣府】 地域創生拠点整備交付金 ※R3 年度の基準	■対象事業及び基準等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の地方版総合戦略において、施設等の整備や利活用の方針が明確に位置づけられている公共施設 ・ 公共施設等総合管理計画において、維持・管理・更新等に係る事項が位置づけられる施設整備等 ・ 住民参加による構想策定や PFI による一括発注等、複数年度にわたる期間を要する手続を経るもの ■補助率・上限額等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：1/2 上限額：10 億円（事業費ベース 20 億円）
【文部科学省】 学校施設環境改善交付金	■対象事業及び基準等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費（競技スペース、クラブハウススペース、管理スペース） ■補助率・上限額等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：1/3（補助対象単価は文科省から毎年度通知、上限あり）
【環境省】 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	■対象事業及び基準等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設 等 ① 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備及び付帯設備等 ② 未利用エネルギー活用設備及び付帯設備等 ③ コージェネレーションシステム及び付帯設備等 ■補助率・上限額等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：1/2（再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備導入） ・ 補助率：2/3（太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業）
【日本スポーツ振興センター】 地域スポーツ施設整備助成	■対象事業及び基準等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設、改修又は改造 ■補助率・上限額等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：2/3（補助対象経費上限：3,000 万円）

第7章 整備スケジュール

令和8年度中の供用開始を目指し、基本設計や設計・施工一括発注など、必要な業務を順次進行します。

- ・ 令和4年度に基本設計を実施するとともに、基本設計と並行して、一括発注に向けた事業者の選定に係る募集要項や仕様書の作成に取り組みます。
- ・ 施設の実施設計、施工に必要な仕様や要求水準を定めた上で、事業者募集・選定を行い、令和6年度に「設計・施工一括発注」を行います。
- ・ 用地取得については、令和4年度から用地測量等を実施し、令和5年度までの取得に取り組みます。

【スケジュール】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本設計						
用地取得						
一括発注	事業者調査(募集要項・仕様書等作成)					
	事業者募集・選定					
	実施設計・施工					
施設供用						